

和歌山市夜間中学設置実施計画

和歌山市夜間中学設置基本計画（令和6年3月策定）に基づく和歌山市に設置する夜間中学の運営に向けての基本的事項は次のとおりとする。

1 教育方針

生徒の学力や人格形成を重視しながら「個別のニーズへの対応」「学習のサポート及び指導」を行い、生徒一人一人に必要な教育の機会を提供するとともに、自己肯定感の向上及び自己有用感を享受することで学びへの意欲や自信につなげていくことを目指す。

また、社会的・文化的背景やその他様々な外的・内的要因により、満足できる学習の機会を得られなかった人々の教育水準を高め、もってその生活水準の向上に努められるよう、キャリア教育や進路指導を行う。

2 学校規模及び定員

(1) 1学年1学級とし、学級人数を20名程度とする。

なお、募集人数については年度の状況に応じて定めることとする。

(2) 校長が必要と認めた場合には、生徒の実態や教職員数等を考慮し、習熟度別にコースを設定するなど、適切に編成できるものとする。

3 入学対象

次の①～③のすべてに該当する者で国籍は問わないものとする。

① 学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日）を過ぎた者

② 中学校を卒業していない者（小学校を卒業していない者も同じ）、又は不登校等の理由により、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者

③ 原則、和歌山市内に住所を有し、自身で通学が可能な者

ただし、学級人数に余裕がある場合は、和歌山県内の他市町村に住所を有し、自身で通学が可能な者についても、和歌山県教育委員会及び他市町村教育委員会と協議の上、入学対象とする。

4 修業年限

原則3年間とするが、本人の意思と学習の修得状況を踏まえ、校長が必要と認めた場合は、9年間を上限として在籍を認めるものとする。

5 入学及び編入学

- (1) 1年間の教育課程を踏まえ、4月入学を原則とする。
- (2) 入学時点の個々の学習歴や就学状況を踏まえ、高等学校等への進学や就職を目指す生徒に適切な学びの期間を設定する観点から2年又は3年からの編入学も可能とする。

6 費用負担

- (1) 授業料及び教科書代は無償とし、教材及び学校行事に関する経費等は、本人の実費負担とする。
- (2) 学齢期を経過した生徒については、就学援助に準ずる「就学援助に類する経済的支援」を行うものとする。

7 特色

- (1) 市高定時制の教員等をゲストティーチャーとし、定時制課程の商業科目の体験学習を行う等、連携教育を進める。
- (2) 不登校等により長期欠席をしている学齢生徒については、本人の希望を尊重した上で、在籍校との協議により受け入れることとする。

8 周知

入学希望者や市民等にその内容を周知するため、チラシの配布、ポスターの掲示、ホームページ、SNSへの情報掲載等、多様な媒体を通じた広報を行う。

また、関係団体等と情報を共有しながら、夜間中学を必要としている方々に情報を届けられるよう取り組む。